二　異物が混入し、又は付着しているもの
三　その容器又は包装に破損が生じているもの
四　前三号に掲げるもののほか、覚醒剤原料又はその容器若しくは包装に異常が生じ、又は生じているおそれがあるもの
五　法第三十条の七第三号から第五号までに規定する者が依頼した医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する治験又は臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第二条第一項に規定する臨床研究において使用する予定であつた覚醒剤原料のうち、当該治験又は臨床研究に使用する必要がなくなつたもの

（廃棄の方法）

**第十五条**　法第三十条の九第二項及び法第三十条の十三ただし書に規定する廃棄は、焼却その他の覚醒剤原料を回収することが困難な方法により行わなければならない。

（譲渡証及び譲受証）

**第十六条**　法第三十条の十第一項に規定する譲渡証及び譲受証は、それぞれ別記第十三号様式及び第十四号様式による。

2　（略）

**第十七条**　（略）

（覚醒剤原料の保管場所の届出）

**第十八条**　法第三十条の十二第一項第一号の規定による届出は、覚醒剤原料を保管しようとする場所を管轄する都道府県知事を経て厚生労働大臣に、同条第二号に規定する届出は、覚醒剤原料を保管しようとする場所の所在地の都道府県知事に、別記第十五号様式に定める届出書を提出することによつて行わなければならない。

（廃棄等の届出）

**第十九条**　法第三十条の十三の規定による覚醒剤原料の廃棄の届出は、別記第十六号様式に定める届出書によつて行わなければならない。

（新設）

（譲渡証及び譲受証）

**第十二条の二**　法第三十条の十第一項に規定する譲渡証及び譲受証は、それぞれ別記第十号様式の二及び第十号様式の三による。

2　（略）

**第十二条の三**　（略）

（覚せい剤原料の保管場所の届出）

**第十三条**　法第三十条の十二第一項第一号の規定による届出は、覚せい剤原料を保管しようとする場所を管轄する都道府県知事を経て厚生労働大臣に、同条第二号に規定する届出は、覚せい剤原料を保管しようとする場所の所在地の都道府県知事に、別記第十一号様式に定める届出書を提出することによつて行わなければならない。

（廃棄の届出）

**第十三条の二**　法第三十条の十三の規定による覚せい剤原料の廃棄の届出は、別記第十一号様式の二に定める届出書によつて行わなければならない。

2　法第三十条の十四第二項の規定による医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出は、当該医薬品である覚醒剤原料を廃棄した薬局又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の所在地の都道府県知事に、別記第十七号様式に定める届出書を提出することによつて行わなければならない。

3　法第三十条の十四第三項の規定による医薬品である覚醒剤原料の譲受の届出は、当該医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた薬局又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の所在地の都道府県知事に、別記第十八号様式に定める届出書を提出することによつて行わなければならない。

（収去証）

**第二十条**　覚醒剤監視員は、法第三十二条第一項又は第二項の規定により覚醒剤、覚醒剤原料又はこれらの疑いのある物を収去しようとするときは、別記第十九号様式に定める収去証を交付しなければならない。

（身分を示す証票）

**第二十一条**　法第三十三条第三項の規定により覚醒剤監視員が携帯すべき身分を示す証票は、別記第二十号様式の定めるところによる。

（犯罪鑑識用覚醒剤等に関する記載事項）

**第二十二条**　法第三十四条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　交付を受けた覚醒剤又は覚醒剤原料の品名及び数量並びにその年月日

二　交付を受けた覚醒剤又は覚醒剤原料につき、滅失その他の事故を生じたときは、当該事故に係る覚醒剤又は覚醒剤原料の品名及び数量、その年月日その他事故の状況を明らかにするため必要な事項

（新設）

（収去証）

**第十三条の三**　覚せい剤監視員は、法第三十二条第一項又は第二項の規定により覚せい剤、覚せい剤原料又はこれらの疑いのある物を収去しようとするときは、別記第十一号様式の三に定める収去証を交付しなければならない。

（身分を示す証票）

**第十三条の四**　法第三十三条第三項の規定により覚せい剤監視員が携帯すべき身分を示す証票は、別記第十一号様式の四の定めるところによる。

（犯罪鑑識用覚せい剤等に関する記載事項）

**第十三条の五**　法第三十四条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　交付を受けた覚せい剤又は覚せい剤原料の品名及び数量並びにその年月日

二　交付を受けた覚せい剤又は覚せい剤原料につき、滅失その他の事故を生じたときは、当該事故に係る覚せい剤又は覚せい剤原料の品名及び数量、その年月日その他事故の状況を明らかにするため必要な事項